

# 和歌山県立医科大学学位規程

制 定 平成17年3月14日和医大規程第139号  
最終改正 令和3年3月29日和医大規程第102号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「規則」という。）第13条、和歌山県立医科大学学則（以下「大学学則」という。）第20条及び和歌山県立医科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第28条の規定により、和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

学士（医学）

学士（保健看護学）

学士（薬学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

修士（医科学）

修士（保健看護学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

博士（医学）

博士（保健看護学）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院医学研究科修士課程又は保健看護学研究科博士前期課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院医学研究科博士課程又は保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、和歌山県立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）の課程を修了しない者であっても、本大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学科に関し前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められたものに授与することができる。

(修士又は博士の学位論文の提出等)

第4条 修士又は博士の学位の申請は、主科目担当研究指導教員及び医学研究科長又は保健看護学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て学長に対して行うものとする。

2 前項の学位の申請をすることができる者は、本大学院修士課程又は博士課程に医学研究科委員会又は保健看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みのある者でかつ必要な研究指導を受けた者でなければならない。

第5条 修士又は博士の学位を申請する者は、次の書類を研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書（別記第1号様式）

(2) 履歴書（別記第2号様式）

(3) 論文目録（別記第3号様式）

(4) 学位論文

(5) 学位論文内容の要旨

(6) 参考論文

(7) その他学長が定める書類

2 前項各号の書類の部数は、学長が定める。

3 審査のため必要があるときは、論文の追加、標本、その他の資料等の提出を求めることがある。

4 受理した書類は、返還しない。

(論文審査及び最終試験)

第6条 修士又は博士の学位論文を受け付けたときは、研究科長は、速やかに履歴書、論文目録、学位

論文及び学位論文内容の要旨を研究科委員会に配付し、その審査を付託するものとする。

2 研究科委員会は、審査の価値があると認めるときは、医学研究科所属研究指導教員又は保健看護学研究科所属研究指導教員（以下「研究指導教員」という。）の中から論文審査委員3名以上を選定し、論文審査委員会を組織する。

3 研究科委員会において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国内の他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。

第7条 論文審査委員会は、規則第4条第1項及び大学院学則第29条の規定により修士又は博士の学位の授与を受ける者に対して、論文審査及びこれに関連のある学科目についての最終試験を行う。

2 前項の場合において、必要があるときは、論文審査委員以外の研究指導教員を加えて行うことができる。

第8条 修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、論文審査委員会は、論文審査の要旨及び最終試験の成績について、修士又は博士の学位授与に値するか否かの意見を添えて文書（別記第4号様式）をもって研究科委員会に報告しなければならない。ただし、修士論文の論文審査の要旨及び最終試験の成績については省略することができる。

（審査の期間）

第9条 修士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了しなければならない。

2 博士の学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

（学位授与の議決）

第10条 研究科委員会は、第8条の報告に基づき、学位を授与できるか否かを判定する。

2 研究科委員会において必要があると認めるときは、教授以外の研究指導教員を研究科委員会に出席させて前項の判定を行うことができる。

3 第1項の決定は、研究科委員会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

4 学位授与可否の決定は、無記名投票による。

5 第1項により学位を授与できるものと判定したときは、研究科長は、論文審査の要旨及び最終試験の成績を添えて判定書（別記第5号様式）を学長に提出しなければならない。ただし、修士の学位については、判定書のみとすることができる。

6 研究科委員会において、第3条第4項による博士の学位を授与できないものと判定したときは、その旨を研究科長は学長に報告するものとする。

（大学院の課程を経ない者の博士の学位授与）

第11条 規則第4条第2項及び大学院学則第28条第5項の規定により学位の授与を受ける者は、次の各号に該当しなければならない。

(1) 論文を提出してその審査及び試験に合格すること。

(2) 本大学院博士課程を終えた者と同等以上の学力を有することがこの規程の定めるところにより確認されること。

(3) 別に定める研究歴を有すること。

第12条 前条の規定により学位を申請する者は、第5条第1項に定める書類のほか、次の書類及び論文審査手数料を添えて研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 最終学校の卒業証明書

(2) 研究歴を証する書類（別記第6号様式）

(3) 本学研究指導教員1名の推薦書（別記第7号様式）

第13条 前条の規定による論文提出のあった場合、研究科長は、大学院修了資格検定委員会（以下「検定委員会」という。）に諮り、その検定に合格した後に受理するものとする。

2 検定委員会は、毎学年当初に大学院学則第4条に定める博士課程専攻ごとに設置するものとし、原則として当該専攻に属する研究指導教員の中から互選された研究指導教員5名をもって組織する。

3 検定委員会は、必要があるときは、その都度検定事項に関係のある研究指導教員を加えることができる。

4 検定委員会は、次の事項について検定を行う。

(1) 研究歴

(2) 専攻学術の基礎知識に関する口頭又は筆答試験

(3) 外国語（英語）の試験

5 前項第3号に定める試験は、原則として予め合格しておくものとする。

6 論文提出後3年以内に検定に合格しないものがあるときは、検定委員会は、その旨、研究科長に報告する。

7 本大学院博士課程に所定の年限以上在学し、かつ、必要な研究指導をうけたうえ、所定の単位を修得して退学した者が、第3条第4項により学位の授与を申請したときは、学力の確認を省略することができる。

第14条 第3条第4項の規定による学位申請者の論文の提出、審査及び試験等に関しては、第5条から第10条までの規定を準用する。

(学位の授与)

第15条 学長は、本学を卒業した者に対して、大学学則第20条の規定により学士の学位を、第10条の判定にもとづき学位授与が認められた者に対して、大学院学則第28条の規定により修士又は博士の学位を授与する。

2 学長は、前項の学位を授与すべき者に学位記(別添第8号様式)を授与する。

3 第10条第6項の報告を受けたときは、学長は、該当者に対してその旨を通知する。

4 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記するものとする。

和歌山県立医科大学学士(医学)

和歌山県立医科大学学士(保健看護学)

和歌山県立医科大学学士(薬学)

和歌山県立医科大学修士(医科学)

和歌山県立医科大学修士(保健看護学)

和歌山県立医科大学博士(医学)

和歌山県立医科大学博士(保健看護学)

(公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により論文を公表する場合には、和歌山県立医科大学学位論文である旨を明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、研究科委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、博士の学位を授与された者が、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することを認めることができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 学位を授与された者が行う前三項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、不正な方法により修士又は博士の学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は研究科委員会の議を経て、既に与えた修士又は博士の学位を取り消し、学位記を返納させることがある。

2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合にあっては、その構成員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を要する。

(学長への委任)

第20条 この規則並びに他の規則及び訓令に別段の定があるものを除くほか、学位について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則(平成17年3月14日和医大規程第139号)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第2項中「医学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。）」とあるのは、当該教授会が発足するまでの間は、「医学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。）」と読み替えるものとする。

(和歌山県立医科大学学位規程の廃止)

3 和歌山県立医科大学学位規程(昭和38年4月1日和医大規程第19号)は、廃止する。

附則(平成18年4月1日和医大規程第18号)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月24日から施行する。

附則

この規程は、平成26年3月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する

附則

1 この規程は、平成27年3月16日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に本学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻修士課程に入学した者に対する学位の授与については、なお従前の例による。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係) (修士論文)

受付番号	号	
学位申請書		
主論文	1編	別紙目録のとおり
参考論文	編	別紙目録のとおり
貴大学学位規程に基づき学位論文を提出いたしますから、審査の上、修士( )の学位を授与下さいますよう申請します。		
年 月 日		
和歌山県立医科大学長 様		
現 氏	住 所 名	印



別記第3号様式（第5条関係）

論 文 目 録			
受付年月日 受付番号	年 月 日 第 号	第Ⅰ回審査 第Ⅱ回審査	年 月 日 年 月 日
論文提出者		研究指導教員	
本 籍 地	都道府県	審 査 委 員	
現 住 所			
主論文巻編 題 名			
参考論文 合計 編 1 題 名			
2 題 名			
3 題 名			
4 題 名			
5 題 名			
6 題 名			

備 考 論文には、題名、著者名(論文に記載された順に全員)、誌名、巻:始め頁-終り頁(又はin press)、年号を入れる。

別記第4号様式（第8条関係） その1 （修士論文）

学位論文審査の要旨及び担当者		
報告番号	号	学位申請者
論文審査担当者		研究指導教員 ㊟
		研究指導教員 ㊟
		研究指導教員 ㊟
学位論文題名		
審査の要旨（審査の日、方法、結果）		

別記第4号様式（第8条関係） その1 （博士論文）

学位論文審査の要旨及び担当者			
報告番号	甲 乙	号	学位申請者
論文審査担当者			研究指導教員 (印)
			研究指導教員 (印)
			研究指導教員 (印)
学位論文題名			
審査の要旨（審査の日、方法、結果）			

別記第4号様式（第8条関係） その2 （修士論文）

試験の結果の要旨及び担当者			
報告番号		号	学位申請者
試験の種類			試験担当者 (印)
			試験担当者 (印)
			試験担当者 (印)
試験の結果の要旨（日付、方法、結果）			

別記第4号様式（第8条関係） その2 （博士論文）

試験の結果の要旨及び担当者		
報告番号	甲 乙	号 学位申請者
試験の種類		試験担当者 ⑩
		試験担当者 ⑩
		試験担当者 ⑩
試験の結果の要旨（日付、方法、結果）		

別記第5号様式（第10条関係）

判 定 書			
平成 年 月 日開催の 研究科委員会において、学位規程第10条の規定に基づく下記申請者に対する学位授与に関する判定は下記のとおり決定された。			
学位申請者		申請日	年 月 日
学位論文			
論文審査委員会	主 査 副 査		
判定結果	可 ・ 否		
備考			
年 月 日 学研究科長 印			

別記第6号様式（第12条関係）

研 究 歴 証 明 書				
1	研究者	氏 名 生年月日 住 所		
2	研究機関名 同上管理者	職	氏 名	
3	研究機関内研究室名 同上責任者	職	氏 名	
4	研究指導者	職	氏 名	
5	研究に従事した期間	自 至	年 月 日	
6	研究題目			
上のおりであることを証明する。 年 月 日 証明者 氏 名 ㊟ (研究機関管理者)				

(注) 研究機関が2以上の場合、それぞれの証明書を添付すること。

別記第7号様式（第12条関係）

推 薦 書	
このたび 氏を下記理由により博士（ ）の学位を受けるに 相応しい人物と認め推薦いたします。	
記	
研究態度	
研究経過	
年 月 日 和歌山県立医科大学長 様	
研究指導教員 ㊟	

別記8号様式（第15条関係）（その1）

		第 号	
学 位 記			
大 学 之 印	(氏名 年 月 日生 )		
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（ ）の学位を授与する			
年 月 日			
和歌山県立医科大学 学 長 (氏名)			印

別記8号様式（第15条関係）（その2）

		第 号	
学 位 記			
(氏名 年 月 日生 )			
本学大学院医学研究科医科学専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医科学）の学位を授与する			
学位論文			
年 月 日			
和歌山県立医科大学			印

別記8号様式（第15条関係）（その2の2）

第	号
学 位 記	
(氏名 年 月 日生)	
本学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（保健看護学）の学位を授与する	
学位論文	
年 月 日	
和歌山県立医科大学 印	

別記8号様式（第15条関係）（その3）

甲第	号
学 位 記	
(氏名 年 月 日生)	
本学大学院医学研究科 博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（医学）の学位を授与する	
学位論文	
年 月 日	
和歌山県立医科大学 印	

別記8号様式（第15条関係）（その3の2）

甲第	号
学 位 記	
(氏名 年 月 日生)	
本学大学院保健看護学研究科保健看護学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（保健看護学）の学位を授与する	
学位論文	
年 月 日	
和歌山県立医科大学 印	

別記8号様式（第15条関係）（その4）

乙第	号
学 位 記	
(氏名 年 月 日生)	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（ ）の学位を授与する	
学位論文	
年 月 日	
和歌山県立医科大学 印	